

京都市動物愛護行動計画の策定について

京都市動物愛護行動計画（以下、「行動計画」という。）については、平成30年度末をもって10年間の計画期間が終了することから、今年度、平成31年度以降の行動計画を以下のとおり策定する。

1 背景

(1) 国（環境省）の動向

動物愛護管理法については、平成30年度を目途に改正、施行される予定であったが、熊本地震の影響等から法改正が遅れており、さらに、議員立法であることから法改正のスケジュールの見通しが不透明である。

また、法改正後に検討される「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」についても、今年度中の公布の見通しが立っていない。

(2) 京都府の動向

京都府は、市域を含む府域全体を対象とした京都府動物愛護推進計画（以下、「府計画」という。計画期間：平成26年度から35年度）を策定している。府計画の取組内容や計画期間は基本指針を根拠としているため、基本指針の公布後に府計画の中間見直しを行うこととしている。

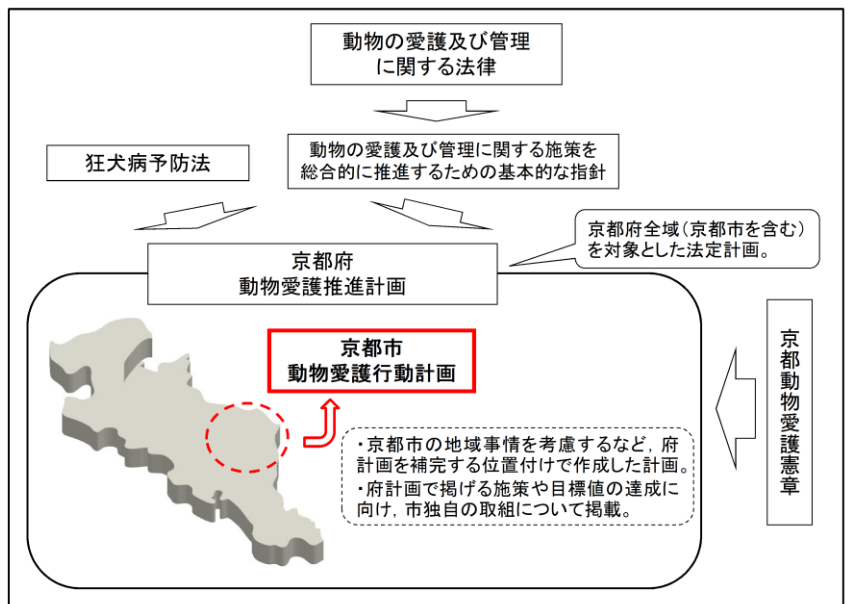
2 行動計画の策定方針

(1) 府計画は動物愛護管理法第6条により策定が義務付けられたもので、市域も対象とするものである。このため、行動計画は、市内の地域事情を考慮し、また、保健所設置市であることも踏まえ、府計画の具体化又は補完として、府計画には明記されていない市独自の取組を示すものとする。

(2) 一方、京都動物愛護センターが府市協調の象徴として、府市協働により設立、運営されてきた実績を踏まえ、府市共通の理念や目標を掲げることとする。

ア 動物愛護行政における府市共通の理念である「京都動物愛護憲章」を柱として、その実現に向けた施策や取組を掲げる。

イ 京都動物愛護センターを拠点として実施する府市共通の取組や目標について行動計画に掲げる。




ウ 計画期間については、現行の府計画に合わせ、平成31年度から35年度までの5年間とする。

(3) 行動計画は今年度中に策定するが、今後、基本指針や府計画の改定の有無や内容が明らかになり次第、必要に応じて行動計画の見直しを検討する。


3 今後のスケジュール

時 期	内 容
平成30年9～10月	・行動計画案のとりまとめ
11月	・推進会議委員への意見照会
12月	・パブリックコメントの実施（～1月）
平成31年 1月	・パブリックコメントのとりまとめ ・動物愛護推進会議（第2回）での行動計画最終案に対する意見聴取
3月	・行動計画の策定
4月	・行動計画の冊子の配布

<参考（京都動物愛護憲章）>



京都動物愛護憲章



(平成26年12月12日制定)

わたくしたちは、ここ京都で、四季のうつろいを感じながら、いきものと関わり、その命を尊ぶわが国ならではの暮らしのかたちを千年以上の永きにわたってつむいできました。そして、わたくしたちは、さらに進んで、ここ京都を人と動物が共に暮らすうおいのある豊かなまちにすることを目指します。

わたくしたちと同じようにかけがえのない命を持ち、わたくしたちの身近なところで共に生きている動物との関わりについて、わたくしたち一人ひとりが自ら考え、行動するためにこの憲章を定めます。

わたくしたちは、

1. 動物を思いやりましょう。
1. 動物のことを学びましょう。
1. 動物との正しい関わりを考えましょう。
1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。
1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。